

連携中枢都市圏について

1 連携中枢都市圏構想

(1) 目的

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える中心都市が近隣の町と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成すること。

(2) 制度概要

区分	連携中枢都市圏					
根拠	連携中枢都市圏構想推進要綱					
主な連携中枢都市の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定都市又は中核市等 ・ 昼夜間人口比率 1 以上 					
手続き	① 連携中枢都市宣言 ② 連携協約の締結 ③ 連携中枢都市圏ビジョンの策定					
連携する取組	<u>ア 圏域全体の経済成長のけん引</u> 例：企業誘致による産業振興・雇用確保 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 戦略的な観光振興 等 <u>イ 高次の都市機能の集積・強化</u> 例：高度な医療サービスの提供 広域的公共交通網の構築 高等教育・研究開発の環境整備 等 <u>ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上</u> 例：生活機能の強化（地域医療、福祉、教育、文化 等） 結びつきやネットワークの強化（地域公共交通、移住定住 等） 圏域マネジメント能力の強化（人材育成、圏域内市町村の職員交流 等）					
財政措置	当該ビジョンに基づき実施される取組 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">【連携中枢都市】</th> <th style="text-align: center;">【連携市町村】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 普通交付税措置（上記ア及びイ） ○ 特別交付税（上記ウ） 年間 1.2 億円程度上限 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別交付税（上記ア～ウ） 年間 1,800 万円上限 </td> </tr> </tbody> </table>		【連携中枢都市】	【連携市町村】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通交付税措置（上記ア及びイ） ○ 特別交付税（上記ウ） 年間 1.2 億円程度上限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別交付税（上記ア～ウ） 年間 1,800 万円上限
【連携中枢都市】	【連携市町村】					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通交付税措置（上記ア及びイ） ○ 特別交付税（上記ウ） 年間 1.2 億円程度上限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別交付税（上記ア～ウ） 年間 1,800 万円上限 					

※令和 3 年 1 月 1 日現在、36 市（34 圏域）が連携中枢都市圏を形成。

2 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏

鳥取県鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町では、平成 23 年度から国の定住自立圏構想を推進し、産業、農業、環境、地域公共交通などの分野で広域的な連携を進めてきた。この連携をより発展させるために、平成 30 年 4 月の鳥取市の中核市移行と合わせ、連携中枢都市圏を形成した。

令和 2 年 3 月には、兵庫県香美町が参画し、「麒麟のまち」圏域全体の活性化・持続的発展を目指して取組を進めている。